



愛媛県報

発行 愛媛県

令和4年12月6日火曜日 第365号

◇ 目 次 ◇ 告 示

大規模小売店舗の変更の届出の概要等（2件）.....	（経営支援課）... 992
監視伝染病予防のための消毒方法の実施.....	（畜産課）... 993
保安林予定森林にする旨の通知.....	（森林整備課）... 993
開発行為に関する工事の完了（2件）.....	（中予地方局建築指導課）... 993
土地改良区連合役員の就退任の届出.....	（南予地方局農村整備課）... 994

告 示

○愛媛県告示第1224号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和4年12月6日

愛媛県知事 中村時広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変更前	変更後	変更の日 年月日	届 出 日 年月日
イオンモール今治新都市	今治市にぎわい広場 1番1外	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	イオンモール株式会社 代表取締役 岩村 康次 越智今治農業協同組合 代表理事 黒川 俊継	イオンモール株式会社 代表取締役 岩村 康次 越智今治農業協同組合 代表理事 渡部 浩忠	令和4年 6月24日	令和4年 11月22日
		大規模小売店舗において小売業を行う者	イオンリテール株式会社 ほか48者	イオンリテール株式会社 ほか46者	令和4年 8月1日 ほか	

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1225号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商工観光課並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和4年12月6日

愛媛県知事 中村時広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変更前	変更後	変更する年月日	届出年月日
フジ古川橋店	松山市古川西二丁目985番地 外	荷さばき施設の位置及び面積	1箇所 105平方メートル	2箇所 199平方メートル	令和5年 7月25日	令和4年 11月24日
		大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	午前6時30分から午前2時まで	午前9時から午前2時まで		
		来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前6時から午前2時30分まで	午前8時45分から午前2時30分まで		
		荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	午前6時から午後10時まで	荷さばき施設1 午前6時から午後10時まで 荷さばき施設2 午前6時から午前8時45分まで		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商工観光課並びに松山市役所において告示の日から1週間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1226号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第9条の規定に基づき、次のとおり消毒方法の実施を命ずる。

令和4年12月6日

愛媛県知事 中村時広

1 実施の目的

高病原性鳥インフルエンザの発生を予防するため

2 実施する区域

愛媛県内全域

3 実施の対象となる範囲

鶏、あひる、うずら、きじ、ほろほろ鳥及び七面鳥を合計100羽以上飼養する農場、だちょうを10羽以上飼養する農場その他家畜防疫員が必要と認める家きんを飼養する農場

4 実施すべき者

3の家きんの所有者

5 実施の期日

令和4年12月10日から令和5年1月9日まで

6 実施の方法

消石灰の農場内散布

○愛媛県告示第1227号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和4年12月6日

愛媛県知事 中村時広

1 保安林予定森林の所在場所

大洲市河辺町植松827の1、828の1、829から840まで、841の1、841の2、842、843、846から848まで、855、856、861から869まで、870の1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

河辺町植松837・839・840・866・867・869・870の1（以上7筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び大洲市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第1228号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

令和4年12月6日

愛媛県中予地方局長 大北 秀

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
4 中局建(開)第30号 令和4年11月25日	伊予郡砥部町高尾田642番	松山市来住町1074番地8 愛花宅建 岡花良一

○愛媛県告示第1229号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

令和4年12月6日

愛媛県中予地方局長 大北 秀

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
4 中局建(開)第34号 令和4年11月28日	伊予郡松前町大字永田字宗心分449番10、450番7、450番11	松山市粟井河原332番地1 ウインドヒル 202号 池原正重

○愛媛県告示第1230号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第84条において準用する同法第18条第17項の規定により、南予用土地利用改良区連合から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

令和4年12月6日

愛媛県南予地方局長 赤坂 克洋

退任

役員の種類	氏名	住所
理事	山本 睦夫	西宇和郡伊方町二見甲839番地1
"	赤松 與一	宇和島市吉田町法花津8番耕地230番地